

対象事業の名称：津久井合同庁舎新築工事

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	第3種事業 建築物の建設
	計画内容	位置 相模原市緑区中野937-2 規模 RC造 地上4階 延床面積約2,996㎡ 他
	目的	平成26年7月に開催された県有地・県有施設利用調整会議において、津久井合同庁舎は、老朽化や空きスペースが多いことから、コンパクトな規模での現地建替えの方針が示され、その方針に基づき、既存の庁舎を除却し、敷地内に新築する。
	計画地の選定理由	上記記載の利用調整会議において、現地建替えの方針が示され、敷地残地については警察署を建設することで整理され、平成26年11月に実施された同利用調整会議で新築庁舎と警察署の敷地面積や分割地点、建物規模が決められた。
環境	自然・社会環境的要素	
	植物・動物・生態系	
	緑の保全 又は緑化	旧津久井町住環境整備条例に基づき緑化率10%以上、県有施設の緑化率確保に関する実施要綱に基づき緑地率25%以上の緑地面積を植栽等により確保する。また、相模原市の花であるアジサイ、旧津久井町の花であるミツバツツジを各所に植える。
	景観	相模原市景観計画及び景観条例に基づき、周囲と調和するよう色彩や意匠に配慮する。
	文化財	埋蔵文化財包蔵地であるため、29年度に埋蔵文化財調査を行う。
	日照障害	建築基準法を遵守し、日照障害が起こらないよう配慮する。具体的には、本館棟を南北方向に配置し、低層階部分を北側に計画することで、住宅地に影のできる範囲を減らした。
	公害防止的要素	
	大気汚染	工事で使用する建設機械は排出ガス対策型とする。発生土運搬時も排出車両の清掃や道路の散水を行い粉塵対策をとる。 アスベスト成形板は、手作業で丁寧に撤去する。 非常用発電設備は、非常時及び点検時以外は稼働させない。冷温水発生機は、低NOx対応とする。
	土壌汚染	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、土壌汚染調査を実施し、基準値以下であることを確認した。
	騒音	工事で使用する建設機械は低騒音・低振動型とし、周辺に配慮する。屋上に設置する空調屋外機は、住宅からなるべく離して設置する。
振動	工事で使用する建設機械は低騒音・低振動型とし、周辺に配慮する。	

配 慮 の 内 容	防災・安全確保的要素	
	交通	
	渋滞	工事期間中は、幅員の広い南側国道を工事車両の主要な出入口とし、出入りの際は交通誘導員を配置する等渋滞が発生しないように留意をする。また、車両の出入り時間については時間管理を計画的に行い、渋滞を引き起こさないよう配慮する。
	安全	工事期間中は、幅員の広い南側国道を工事車両の主要な出入口とする。工事エリアは、周囲に仮囲いをし、工事用車両ゲートを設ける。また、工事車両の出入口には交通誘導員を配置する。 付近に小中学校があるため、登下校時間に車両等の運行が重ならないようにし、交通法規の遵守を徹底する。
	地震対策	神奈川県耐震建築物計画指針に基づき、重要度係数1.5の割増をした構造計画とし、大震災後構造体の補修をすることなく建築物を使用できるようにする。
地球規模等の環境要素		
	省資源	工事現場等で使用する資機材等、商品等は神奈川県グリーン購入基本方針に基づいて再生資材の利用等の環境負荷の低減に資するものの調達に努める。 施設については長寿命化への配慮のため構造を強固とし、資材も神奈川県グリーン購入基本方針に基づいて再生資材の利用等の環境に配慮したものを優先的に使用する。
	省エネルギー	太陽光発電設備、雨水再利用設備を設置する等、省エネルギーに配慮するほか「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じて、①断熱材②複層ガラス③ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備④中央熱源方式⑤空調インバーター制御方式⑥雨水貯留装置⑦太陽光発電設備、LED照明等の省エネルギー型照明等の設備の導入等を検討する。
	温暖化防止	太陽光発電設備、雨水再利用設備を設置する等、省エネルギーに配慮するほか「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設にあたっての措置に準じて、①断熱材②複層ガラス③ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備④中央熱源方式⑤空調インバーター制御方式⑥雨水貯留装置⑦太陽光発電設備、LED照明等の省エネルギー型照明等の設備の導入等を検討する。
	水循環	雨水貯留装置を設置する。屋上でためた雨水をトイレや散水等に利用する。それ以外の雨水は、宅地内浸透処理をする。
	廃棄物	建設リサイクル法、廃棄物処理法等に基づき、建設資材の分別処

		理、建設廃棄物の再資源化等に努める。除却工事で発生するアスベスト廃棄物については、各種法令に従い適切に処分を行い、新築時に発生する木材の端材等についても再資源化を行う。
	発生土	建設発生土はできる限り埋め戻し等再利用し、再利用できない建設発生土についても指定処分により適切に処理を行う。

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項 (1) 「省エネルギー」・「温暖化防止」について、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設にあたっての措置に準じた設備の導入に努めること</p> <p>(2) アスベスト含有廃棄物の除去に当たっては、関係法令を遵守すること</p> <p>3 その他</p>	<p>(1) 省エネルギー及び温暖化防止に配慮し、つぎの設備等を導入する。(以下の内容を設計に盛り込み、現在施工中)</p> <p>①断熱材②複層ガラス③ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備④中央熱源方式⑤空調インバーター制御方式⑥雨水貯留装置⑦太陽光発電設備⑧LED照明</p> <p>(2) 除却計画建物(プロパン庫)の屋根及び壁の一部にアスベストが含まれていることから、撤去・処分に当たっては、関係法令等を遵守する。</p> <p>アスベスト含有廃棄物は成形板等(レベル3)であるため、手作業にて丁寧に撤去し、適正に処分を行う。</p>